

【入札制度の改正について（概要）】

奈良市では建設工事等の入札において、競争性と透明性を高めるため、一般競争入札の拡大に努めていますが、それに伴うダンピング受注による工物品質の低下等を防止するため、以下のとおり入札制度の改正を行いません。

1. 低入札価格調査制度の試行
2. 施工体制点検特別立入調査の実施
3. 変動型最低制限価格制度の実施

1～3について、平成23年9月告示の建設工事から実施します。

1. 低入札価格調査制度の試行

（1）実施の方法

予定価格の範囲内において最低の価格で入札した者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合は落札者の決定を保留して、当該価格で入札した根拠を示す書類の提出を求め、契約の内容に適合した履行がなされるか否かについての調査を行いません。

調査は、失格判断基準に基づいて、書類審査及び配置予定技術者等に対する聞き取りの実施により行います。

調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、調査対象者を落札者としますが、調査を経た契約については、専任の配置技術者の増員等の条件を付します。

（2）対象工事

予定価格が5千万円以上の建設工事のうち市長が必要と認めたもの
奈良市建設工事総合評価落札方式試行要領による入札に係る建設工事

2. 施工体制点検特別立入調査の実施

（1）実施の方法

事前告知を行わないで、請負者の現場代理人の常駐、主任技術者の専任

状況並びに施工体制台帳の内容確認等の調査を実施します。

調査の結果、不備な点があった場合は書面で改善を指示し、適正な施工体制の確保を請負者に要請すると共に、工事成績評定の成績採点に適切に反映させます。

(2) 対象工事

請負金額が500万円以上の工事の中から、技術監理課長が無作為に選定した工事

奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領に規定する低入札価格調査を経て契約を締結した工事

3. 変動型最低制限価格制度の実施

(1) 実施の方法

建設工事の入札において、奈良市の基準で算出した価格（予定価格の70%を下限とし、90%を上限とします。）と、平均入札価格の95%のいずれか低い値を最低制限価格とします。

(2) 対象工事

予定価格が5千万円以上の建設工事。5千万円未満の建設工事については現行どおりとします。